

# 生産行程管理業務規程

平成 29 年 11 月 1 日

## 1 作成者

住所（フリガナ）：(〒910-8691) 福井県福井市大手 2 丁目 8 番 10 号（フクイケンフクイシオオテニチヨウメハチバンジユウゴウ）

名称（フリガナ）：福井県漁業協同組合連合会（フクイケンギョギョウキョウドウクミアイレngoウカイ）

代表者の氏名：代表理事会長 平野 仁彦（ダイヒョウリジカイチョウ ヒラノ ヒトヒコ）

ウェブサイトのアドレス：<http://jf-fukui.a.la9.jp/>

## 2 農林水産物等が属する区分

(1) 区分名：第12類 その他水産動物類

区分に属する農林水産物等：ずわいがに

(2) 区分名：第24類 加工魚介類

区分に属する農林水産物等：その他第1号から前号までに掲げるもの以外の加工魚介類（ゆでずわいがに）

## 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：越前がに（エチゼンガニ）、越前かに（エチゼンカニ）

## 4 明細書の変更

福井県漁業協同組合連合会（以下、「漁連」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

## 5 明細書適合性の確認

(1) 生産行程管理業務担当者

ずわいがには、漁連の構成員である県内の漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属する沖合底びき網漁業者又は小型機船底びき網漁業者（以下「漁業者」という。）により、福井県沖及びその周辺海域（能登半島以西の日本海）において漁獲され、福井港（三国港地区）、鷹巣港及び鷹巣漁港、越前漁港、敦賀港、小浜漁港又は大島漁港のいずれか（以下「水揚港」という。）に水揚げされる。漁連は、水揚港毎に以下のとおり生産行程管理業務担当者（以下「水揚港担当者」という。）を置く。

（水揚港担当者）

① 敦賀港、小浜漁港の各港にあつては漁連の市場担当者

② 福井港（三国港地区）にあつては漁連の委託を受け確認を行う三国港機船底曳網漁協の担当者

③ 鷹巣港及び鷹巣漁港にあつては漁連の委託を受け確認を行う福井市漁協の担当者

④ 越前漁港にあつては漁連の委託を受け確認を行う越前町漁協の担当者

⑤ 大島漁港にあっては漁連の委託を受け確認を行う大島漁協の担当者

(2) 「対象種」、「水揚港」、「出荷規格」及び「最終製品の形態」の確認

水揚港担当者(福井港(三国港地区)、鷹巣港及び鷹巣漁港、越前漁港、大島漁港にあっては、漁連の市場担当者が代行して行うことができることとする。)は、ずわいがにの水揚時毎に水揚げした漁業者を確認するとともに水揚げされたずわいがにの状態を目視確認することにより、明細書の生産の方法に記載されている「対象種」、「水揚港」、「出荷規格」及び「最終製品の形態」の各基準(以下、「明細書の基準」という。)が遵守されているか否かを確認し、その結果を「日報」(参考様式1)に記録する。明細書の基準違反を確認した場合には直ちに「越前がに」及び「越前かに」の生産行程管理業務管理担当者(漁連事業部指導課、以下「管理者」という。)に報告するものとする。

また、水揚港担当者は、毎月分の日報をとりまとめ、翌月5日までに管理者へ提出する。管理者は、提出された日報の内容に不備がないか確認するとともに、毎月20日までに「月報」(参考様式2)を作成する。

なお、漁連は、水揚港担当者から明細書の基準違反について報告のあった場合又は漁業者が明細書の基準を遵守していないことが疑われる場合には、直ちに当該漁業者が属する漁協とともに臨時に現地調査を実施し、その結果を検査確認報告書(参考様式3)に記録する。

6 明細書適合性の指導

漁連は、明細書の基準違反が確認された場合には、当該漁業者に対し、所属の漁協を通じて警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、漁連及び漁協は、是正するまでの間、当該漁業者が水揚げするずわいがにについては「越前がに」又は「越前かに」としての取扱いを行わないものとする。

また、漁連は、漁業者の所属する漁協の総会等、各漁業者に対し明細書の基準等について説明する機会を年1回以上設け、当該基準の遵守徹底を指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 水揚港担当者は、前記5の水揚港での確認の際に、地理的表示である「越前がに」又は「越前かに」及び登録標章が使用されているか否かを確認するとともに、これらの使用がされているもの(漁連より事前に各水揚港の漁協を通じて漁業者に配付されたタグ又はずわいがにを入れた箱)についても確認し、その結果を「日報」へ記録する。なお、管理者への日報の提出及び管理者による日報の確認並びに月報の作成については、前記5と同じとする。

また、水揚港担当者は、地理的表示等のあるタグについて、漁業者毎の配付数量を記録するものとする。

(2) 水揚港担当者は、前記(1)の際に合わせて以下のカニが確認された場合には、直ちに管理者に報告する。また、漁連は、水揚港担当者から適正な地理的表示等の使用違反について報告を受けた場合又は地理的表示等の不適正な使用が疑われる場合には、直ちに当該漁業者が属する漁協とともに臨時に現地調査を実施し、その結果を検査確認報告書に記録する。

① 明細書の基準のいずれかを満たしていないカニであるにもかかわらず、地理的表示である「越前がに」又は「越前かに」及び登録標章が使用されているカニ

② 地理的表示である「越前がに」又は「越前かに」のみが使用されているカニ

- ③ 登録標章のみが使用されているカニ
- ④ 地理的表示である「越前がに」若しくは「越前かに」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているカニ

## 8 地理的表示等の使用の指導

(1) 漁連又は漁協は、前記7により以下を確認した場合には、当該漁業者が水揚げするずわいがについては「越前がに」又は「越前かに」としての取扱を行わないこととし、当該漁業者に対し、所属の漁協を通じて警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該漁業者の所属する漁協において、定款に基づき、総会の議決により当該漁協組合員の除名ができるものとする。

- ① 明細書の基準のいずれかを満たしていないカニであるにもかかわらず、地理的表示である「越前がに」又は「越前かに」及び登録標章を使用した場合
  - ② 地理的表示である「越前がに」又は「越前かに」のみを使用している場合
  - ③ 登録標章のみを使用している場合
  - ④ 地理的表示である「越前がに」若しくは「越前かに」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合
- (2) 漁連は、前記6に示す説明の機会等を通じ、各漁業者に対して年1回以上、適正な地理的表示等の使用について指導を行うものとする。

## 9 実績報告書の作成等

漁連は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 「月報」、「検査確認報告書」
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

漁連は、前記9による資料に加え、(1)を漁連の事務所に、(2)を関係する漁協の事務所にその提出の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 「日報」及び水揚げ港毎の毎日の水揚げ数量にかかる資料(売上明細等)
- (2) タグ配付記録簿

## 11 連絡先

住所又は居所：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

宛名：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

担当者の氏名及び役職：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

電話番号：XXXXXXXXXXXX

ファックス番号：XXXXXXXXXXXX

日 報

|      |          |
|------|----------|
| 水揚日: | 平成 年 月 日 |
| 水揚港: |          |
| 団体名: |          |
| 担当者: | 印        |

|               |    |    |
|---------------|----|----|
| 「越前がに」の水揚漁船隻数 | 沖底 | 小底 |
|               |    |    |

| 項 目       | 内 容   | 確 認                      |                                 |    |
|-----------|---|--------------------------|---------------------------------|----|
|           |   | 適 合                      | 不 適 合<br>(隻数)                   |    |
| 明細書適合性の確認 | 対象種   |                          |                                 |    |
|           | 福井県沖及びその周辺海域(能登半島以西の日本海)において、沖合底びき網漁船又は小型機船底びき網漁船により漁獲されたもの。                              | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/><br>( ) |    |
|           | 雌雄別に選別されており、漁獲から水揚げまでの間に海水冷却装置により海水を冷温状態にした水槽内又は下水を並べた魚箱に保管されたもの。                         | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/><br>( ) |    |
|           | 出荷規格  |                          |                                 |    |
|           | <input type="checkbox"/> 雄がに:甲幅9センチメートル以上。ただし、水がに(脱皮後の甲羅の柔らかい状態のかに)ではないものに限る。             | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/><br>( ) |    |
|           | <input type="checkbox"/> 雌がに:産卵を行い腹部に卵を抱えた成熟がに。ただし、発眼前の赤色の卵を抱えた「あかこ」ではないものに限る。            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/><br>( ) |    |
| 最終製品の形態   | 生鮮魚介類(ずわいがに)である。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/><br>( ) |    |
| 地理的表示等の使用 | 明細書適合性の確認がされた「ずわいがに」のみに地理的表示「越前がに」又は「越前かに」及び登録標章が表示されていることを確認。<br>(生産行程管理業務規程7(2)の表示はない。) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/><br>( ) |    |
|           | 「越前がに」又は「越前かに」及び登録標章が表示されているもの  | 該当                       | 数量                              | 単位 |
|           | タグ(雄がに)   | <input type="checkbox"/> |                                 | 尾  |
|           | タグ(雌がに)   | <input type="checkbox"/> |                                 | 尾  |
|           | 箱(雌がに)  | <input type="checkbox"/> |                                 | 箱  |
| その他( )    | <input type="checkbox"/>  |                          |                                 |    |

(注意事項)

1. 水揚漁船の全てにおいて適合性が確認された事項に☑を入れる。
2. 出荷規格の欄は、雄がに及び雌がに別に水揚げがあった時に☑を入れる。双方ある時は双方に☑を入れる。
3. 不適合が確認された場合は、「不適合」欄に☑を入れ、該当隻数も記載する(該当漁船以外は「適合」と扱う)。
3. 不適合が確認された場合、直ちに福井県漁業協同組合事業部指導課に報告する。
4. 本日報には必ず当日の水揚げ数量にかかる資料(売上明細等)を添付し、毎月、福井県漁業協同組合事業部指導課生産行程管理業務管理担当者へ一か月分をとりまとめ提出する(提出期限は翌月5日)。

|                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 当日の水揚数量にかかる資料(売上明細等)を添付 | チェック                     |
|                         | <input type="checkbox"/> |

月 報 ( 年 月分)

| 水揚港            | 日報の提出 |                      |                      | 明細書適合性の確認                |                          | 地理的表示等の確認 |                          |           | 地理的表示等の使用内訳       |                   |                  |                          |     |
|----------------|-------|----------------------|----------------------|--------------------------|--------------------------|-----------|--------------------------|-----------|-------------------|-------------------|------------------|--------------------------|-----|
|                | 水揚日数  | 水揚漁船<br>累計隻数<br>(沖底) | 水揚漁船<br>累計隻数<br>(小底) | 売上明細<br>等の添付             | 適合                       | 不適合<br>隻数 | 適合                       | 不適合<br>隻数 | タグ<br>(雄がに)<br>尾数 | タグ<br>(雌がに)<br>尾数 | 箱<br>(雌がに)<br>箱数 | その他                      | 備 考 |
| 福井港<br>(三国港地区) |       |                      |                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |           | <input type="checkbox"/> |           |                   |                   |                  | <input type="checkbox"/> |     |
| 鷹巣漁港・鷹巣港       |       |                      |                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |           | <input type="checkbox"/> |           |                   |                   |                  | <input type="checkbox"/> |     |
| 越前漁港           |       |                      |                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |           | <input type="checkbox"/> |           |                   |                   |                  | <input type="checkbox"/> |     |
| 敦賀港            |       |                      |                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |           | <input type="checkbox"/> |           |                   |                   |                  | <input type="checkbox"/> |     |
| 小浜漁港           |       |                      |                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |           | <input type="checkbox"/> |           |                   |                   |                  | <input type="checkbox"/> |     |
| 大島漁港           |       |                      |                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |           | <input type="checkbox"/> |           |                   |                   |                  | <input type="checkbox"/> |     |
| 合 計            |       |                      |                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |           | <input type="checkbox"/> |           |                   |                   |                  | <input type="checkbox"/> |     |

(注意事項)

1. 日報の提出欄には各月の累計数値を記入する。なお、売上明細等の添付の欄には、日報毎に当日の水揚数量にかかる資料(売上明細等)が付されていることを確認し、☑を入れる。
2. 明細書適合性の確認欄、地理的表示等の確認欄には、該当する項目に☑を入れる。
3. 不適合が確認された場合は、該当隻数も記載する(該当漁船以外は「適合」と扱う)。また、その都度、参考様式3による検査確認報告書に必ず記録し、月報に添付する。
4. 地理的表示等の使用内訳欄には累計数値を記入する。なお、その他の方法で表示した場合は、その他に☑を入れ、表示方法や数量についての詳細は備考欄に記載する。

各水揚港担当者からの日報の提出内容を確認したところ、上記に相違ないことを確認した。

平成 年 月 日

福井県漁業協同組合連合会 事業指導部



## 検査確認報告書

|                       | 確認・実施の年月日 | 確認・指導内容／結果 |
|-----------------------|-----------|------------|
| 違反等の確認<br>又は<br>疑いの内容 |           |            |
| 検査内容                  |           |            |
| 指導内容                  |           |            |
| 指導後の状況<br>(改善の有無等)    |           |            |

## (注意事項)

1. 確認・指導内容／結果欄には、漁業者名、違反内容、検査担当者、検査場所等を詳細に記載する。
2. 違反を示す写真があれば添付する。

平成 年 月 日

(報告書作成者)

福井県漁業協同組合連合会 事業指導部

